自動車騒音規制の推移

平成22年騒音規制

【自動車の種別】

〇 内燃機関を原動機とする自動車及び原動機付自転車

【規制概要】

- 〇 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造のものを禁止
- O 使用過程車及び並行輸入車等の消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることを義務付け (乗車定員11人以上、車両総重量3.5トン超、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く)
 - → 純正表示、自/E/eマーク、性能等確認済表示〔全開加速走行騒音が82dB(原動機付自転車は79dB) 以下であることを確認したマフラーに表示〕等により適合性を確認

【適用日】

〇 平成22年4月1日以降

平成26年騒音規制

【自動車の種別】

L3カテゴリ

- 〇 二輪自動車(側車付二輪自動車を除く)
- 〇 二輪の原動機付自転車 (排気量0.050超又は最高速度50km/h超のものに限る)

【規制概要】

- O 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、 従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の二輪車の騒音を 規制する国際基準である「UN_R41-04」を導入
- 〇 定常走行騒音を廃止

【規制值】

車両区分	市街地加速 走行騒音規制値	全開加速 走行騒音規制値
Class I (PMR [※] 25以下)	73dB	←
Class II (PMR [*] 25超、50以下)	74dB	79dB
ClassⅢ (PMR [※] 50超)	77dB	82dB

[※] PMR(Power to Mass Ratio):最高出力(kW)/ (車両重量(kg)+75kg) ×1,000

【適用日】

- 〇 新型自動車(輸入自動車を除く)・・・平成26年1月1日以降
- 上記以外のもの ・・・平成29年1月1日以降

平成28年騒音規制

1. UN R51-03導入関係

【自動車の種別】

M及びNカテゴリ

O 自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する 軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く)

【規制概要】

- 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、 従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の四輪車の騒音を 規制する国際基準である「UN_R51-03」を導入
- O 定常走行騒音を廃止
- 圧縮空気騒音規制を導入(空気式ブレーキを装着したTPMLM^{※1}2.8トン超の自動車に限る)

自動車騒音規制の推移

 【規制値】
 〔単位: デシベル〕

1 IE 1		<u> </u>	ノンベル」	
車両カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ3
	PMR ^{※2} 120以下	72	70	68
 M1カテゴリ	PMR ^{※2} 120超、160以下	73	71	69
乗車定員9人以下の乗用車	PMR ^{※2} 160超	75	73	71
	PMR ^{※2} 200超、乗車定員4人以下、 Rポイント ^{※3} の地上からの高さ450mm未満	75	74	72
	TPMLM ^{※1} 2.5トン以下	72	70	69
M2カテゴリ	TPMLM ^{※1} 2.5トン超、3.5トン以下	74	72	71
乗車定員10人以上、TPMLM ^{※1} 5トン 以下の乗用車	TPMLM ^{※1} 3.5トン超、最高出力135kW以下	75	73	72
	TPMLM ^{※1} 3.5トン超、最高出力135kW超	75	74	72
	最高出力150kW以下	76	74	73
M3カテゴリ 乗車定員10人以上、TPMLM ^{※1} 5トン 超の乗用車	最高出力150kW超、250kW以下	78	77	76
超の米川平	最高出力250kW超	80	78	77
車両カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ2	フェーズ3
N1カテゴリ	TPMLM ^{※1} 2.5トン以下	72	71	69
TPMLM ^{※1} 3.5トン以下の貨物車	TPMLM ^{※1} 2.5トン超	74	73	71
N2カテゴリ	最高出力135kW以下	77	75	74
TPMLM ^{※1} 3.5トン超、12トン以下 の貨物車	最高出力135kW超	78	76	75
	最高出力150kW以下	79	77	76
N3カテゴリ TPMLM ^{※1} 12トン超の貨物車	最高出力150kW超、250kW以下	81	79	77
	最高出力250kW超	82	81	79

- ※1 TPMLM(Technically Permissible Maximum Laden Mass):技術的最大許容質量(kg)
 - → 安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、 自動車製作者が指定したもの
- ※2 PMR(Power to Mass Ratio):最高出力(kW)/ (車両重量(kg)+75kg) ×1,000
- ※3 運転者席の着座位置について、自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づき決定する設計点

【適用日】

	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 1	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ2	市街地加速走行騒音 規制値 フェーズ 3			
新型自動車 (輸入自動車を除 く)	平成28年10月1日以降	令和2年9月1日以降 (N2カテゴリは 令和4年9月1日以降)	令和6年10月8日以降 (N2、N3、M3カテゴリは 令和8年10月8日以降)			
上記以外のもの	令和4年9月1日以降 (N2カテゴリは 令和5年9月1日以降)	令和4年9月1日以降 (N2カテゴリは 令和5年9月1日以降)	令和8年10月8日以降 (N2、N3、M3 カテゴリは 令和9年10月8日以降)			

自動車騒音規制の推移

2. 近接排気騒音の相対値規制導入関係

【自動車の種別】

L3カテゴリ

- 〇 二輪自動車(側車付二輪自動車を除く)
- 〇 二輪の原動機付自転車 (排気量0.050超又は最高速度50km/h超のものに限る)

M及びNカテゴリ

〇 自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する 軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く)

【規制概要】

- 近接排気騒音について、従来の車種毎に規制値を定めた絶対値規制に替え、使用過程において 新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入
- 近接排気騒音の測定方法について、UN_Rに基づく測定方法へ変更

【規制値】

○ 近接排気騒音値が、新車時に確認した騒音値+5dBの値以下であること

【適用日】

	L3カテゴリ	M及びNカテゴリ		
新型自動車 (輸入自動車を除く)	平成28年10月1日以降	平成28年10月1日以降		
上記以外のもの	令和3年9月1日以降	令和4年9月1日以降 (N2カテゴリは 令和5年9月1日以降)		